建築工事監理業務委託マニュアル(仮称)について

国土交通省官庁営繕部建築課営繕技術管理室課長補佐

さわえ よしあき **澤永 好章**



官庁営繕工事における工事監理 業務委託

国土交通省の官庁営繕部においては,国民の共 有財産としてふさわしい良質な官庁施設の整備を 進めてきたところですが,阪神淡路大震災や公共 施設等のコンクリート事故等を契機として,公共 建築の品質確保に対する国民意識の高まりや社会 資本としての耐用性・耐久性のより一層の向上を 図ることが求められ,このために,工事監理業務 内容の整理・明確化への検討を行い,工事監理業 務の充実・強化を図ることが重要な課題となって いました。

こうしたことから,平成9年から10年度にかけて「公共建築工事監理体系再構築検討委員会」を設置し検討し,翌年の平成11年に工事監理業務委託に関する基本的な考え方の「骨子案」をまとめ,関係団体への説明を行い,昨年,平成13年2月に「建築工事監理業務委託契約書」を制定する運びとなりました。また,同契約書の制定にあわせ,同契約書に対する補完事項,委託に関する具体的な業務内容等を定めるとともに,同契約書の統一的な解釈および運用を図るため「建築工事監理業務委託共通仕様書」を,工事監理業務の業務委託をより適切に実施するため,業務の委託範囲および委託方針に係る基本的な考え方について

「建築工事監理業務委託の基本方針」をそれぞれ 定めて運用してきたところです。



工事監理業務委託契約書等の概 要

この工事監理業務委託では,設計行為の延長と位置付けられる業務(いわゆる「設計意図の伝達」)と施工段階に行うその他の工事監理業務を区分して発注し,第三者の視点から設計内容に客観的な技術的検討を加え適正な品質確保を図ることから,原則として,当該工事の設計業務の受注者とは異なる者と契約することとしたことが大きな特徴となっています。

委託契約書等の概要については,以下のとおりです。

- (1) 建築工事監理業務委託の基本方針
- ① 設計意図の伝達業務を工事監理業務から除い て整理
- ② 当該工事の設計業務の受注者とは異なる者と 契約
- ③ 原則として競争入札(例外的に随意契約もありうる)
 - (2) 建築工事監理業務委託契約書
- ① 統一的な契約書の制定
- ② 債務不履行の責任の明確化
- ③ 部分払い(業務の履行状況に応じた「出来高

部分に相当する額」を請求)

- ④ 管理技術者の位置付け(設計業務の管理技術者と同一の者でないこと)
- ⑤ 著作権および特許権の規定の除外
 - (3) 建築工事監理業務委託共通仕様書
- ① 契約条件に関すること(業務計画書の提出を 義務付け)
- ② 業務内容(建設省告示に可能な限り基づく。また,四会連合協会の考え方に合致した内容)



工事監理業務委託マニュアル作 成の経緯

2.で述べた工事監理業務委託の方法は,官庁営繕工事に対して実施しているものなのですが,わが国の建築設計界における今までの慣行とは異なる方式であったことから,誤解と混乱を与えないよう十分な説明等が必要であるとの指摘を地方公共団体や建築設計界から受けていました。

このことから、「全国営繕主管課長会議」の付託事項として、国土交通省で行われているこの工事監理業務委託の方法について解説をした「建築工事監理業務委託マニュアル(仮称)」を作成することになり、昨年度から検討を重ねてきたところです。

ここでは,マニュアルの作成に関して,全国主管課長会議において報告された中間報告(編集方針等)について,以下に紹介いたします。



工事監理業務マニュアルの概要

(1) 編集方針

工事監理業務委託マニュアルは,公共発注機関において建築工事の工事監理業務を委託する場合の,委託内容の規定方法および適切な委託方式を選定するための手引きとなることを主眼に,国土交通省で実施されている方式について解説を加えながら,公共建築に関わる方々への提案という形でとりまとめています。また,このマニュアルは,公共建築工事の実施にあたり,建築基準法および建築士法に定められている「工事監理業務」

の委託を行おうとする公共発注機関の担当者の 方々を対象に企画・編集することとしています。

(2) マニュアルの構成

このマニュアルは大きく五つの部分で構成され,次の事項について解説を加えた内容を記載することとしています。

- ① 業務の内容
- ・工事監理業務の定義
- ・監督職員の業務と工事監理業務の関係
- ・設計意図の伝達業務
- ② 業務の委託方式
- ・工事監理業務の委託方式
- ・競争入札,随意契約方式の採用について
- ・指名業者の選定方式・要領
- ③ 業務の契約図書
- ·委託契約書,委託共通仕様書,委託特記仕様書
- · 重点工事監理項目
- ・監督業務分担表
- ④ 業務の運営管理
- ・予定価格の算出
- ・監理業務の調査,検査関係
- ・業務計画書,業務報告書
- ・支払い関係(部分払い)
- ⑤ 業務の評価方法
- ・成績評定関係
 - (3) マニュアルの内容の一例

本文内容の一例として,工事監理業務の定義や 監督職員の業務との関係部分についての抜粋を表 に示します。表に示すように関連する法令等とそ の解説を掲載しているほか,左欄には囲み文字で 注釈等をいれ,さらにわかりやすいものにと考え ています。また,部分払い等については,事例を 通しての出来高イメージを示しています。

このように,はじめて工事監理業務に携わる人 たちにも,入門書のように活用してもらえばと考 えています。



今後について

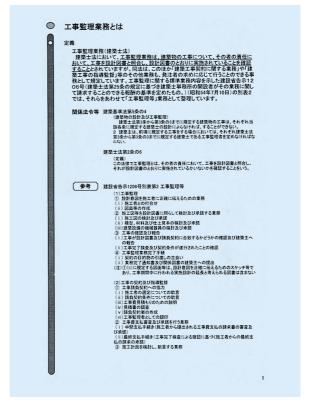
工事監理業務委託マニュアルについては,地方

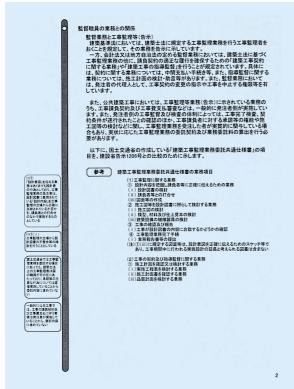
公共団体や設計団体等との意見交換や情報交換を 通して今年度内作成作業を行い,来年度の全国主 管課長会議に報告することとしています。

その後,地方公共団体のみならず,設計事務所

への説明資料として,さらには官庁営繕部内の監理業務の研修の際にも活用していきたいと考えています。







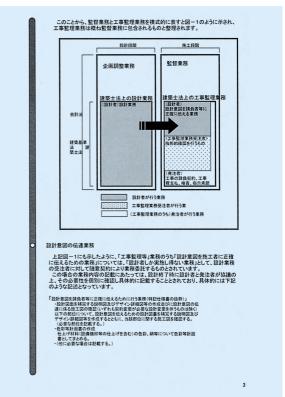


表 マニュアルの記載例 (作成途中のものです)